

## 動物に給餌などの世話をしている皆さん！ 飼い主の皆さん！

世話をしている動物には必ず不妊去勢手術をしましょう！

不妊去勢手術を動物にすることで、望まない出産や特定の疾病を防ぐことができます。

不妊去勢手術等の繁殖制限により、適正に飼うことのできる頭数に動物を管理することは法律で飼い主の義務となっています。

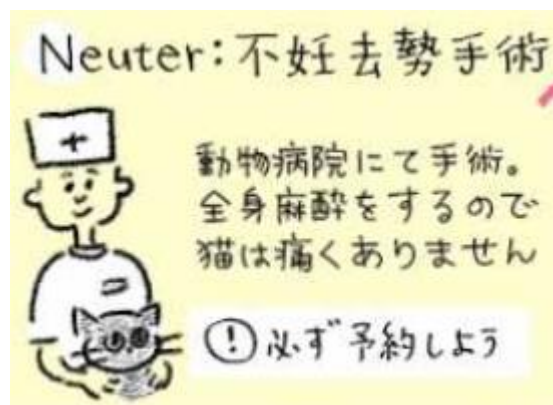
産まれたばかりの動物を飼うことができないという理由で、段ボール等に入れて捨てる行為、川、海、山に捨てる行為、土に埋める行為は、動物の遺棄や虐待、みだりな殺傷になり、法律でも禁止されています。

不妊去勢手術を行っている動物病院や、費用の助成制度（\*）については、下記にお問い合わせください。

\*猫には飼い猫、野良猫共に補助制度があります。

飼い猫：メス4千円、オス2千円、

野良猫：上限1万円



問合せ先  
鳥取県中部総合事務所 倉吉保健所生活安全課 動物担当  
電話 0858-23-3149